

平成 28 年度版 三島市の勤務条件・サービスの状況等について

1 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	うち休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	60分

(注)一部変更をしている職場もあります。

(2) 年次有給休暇の使用状況(平成27年度)

区分	1人あたり平均使用日数
市長部局等	8.6日
消防本部	9.0日
教育委員会	9.4日
全体	8.8日

(3) 特別休暇等の導入状況(平成28年4月1日現在)

取得要件
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合
(2) 職員が証人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合
(3) 職員が骨髄移植のため骨髄若しくは末しょう血幹細胞移植のため末しょう血幹細胞を提供する場合
(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合
(5) 職員が結婚する場合
(6) 妊娠中又は出産後1年以内の職員が健康診査等を受ける場合
(7) 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑を回避する場合
(8) 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
(9) 妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合
(10) 産前休暇
(11) 産後休暇
(12) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる場合
(13) 配偶者が出産する場合
(14) 負傷又は疾病により職員の看護を必要とする場合

- (15) 職員の親族が死亡した場合
- (16) 職員が父母又は配偶者の追悼のための特別な行事に参加する場合
- (17) 夏季休暇
- (18) 地震その他の災害により現住居が滅失損壊した場合
- (19) 地震その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合
- (20) 地震その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避する場合
- (21) 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難である場合
- (22) 感染症の予防上必要な場合

(注)取得要件等は、「三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「三島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

(4) 育児休業及び部分休業の取得者数(平成27年度)

区分	育児休業	部分休業
市長部局等	7人	4人
消防本部	0人	0人
教育委員会	6人	1人
合計	13人	5人

(注)当該年度に新たに育児休業又は育児にかかる部分休業を取得した人数である。

2 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数(平成27年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	0人	0人	8人	0人	8人
消防本部	0人	0人	1人	0人	1人
教育委員会	0人	0人	1人	0人	1人
合計	0人	0人	10人	0人	10人

(注)分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合(病気等)に、本人の意に反して行う処分をいう。

(2) 懲戒処分者数(平成27年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	0人	0人	0人	0人	0人
消防本部	0人	0人	0人	0人	0人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

(注)懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分をいう。

3 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取り組み

平成18年9月に「三島市職員交通事故取扱要領」を制定し、職員の道路交通法違反に対する処分等の基準を厳罰化した。また同年11月には、「三島市職員懲戒処分等基準要領」及び「三島市職員懲戒処分の公表基準要領」を制定し、職員の懲戒処分等の基準を明確化した。

(2) 職務専念義務の免除

免除の対象となる 主な場合	1 研修を受ける場合 2 厚生に関する計画の実施に参加する場合 3 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合 4 上記のほか、任命権者が定める場合
------------------	---

(注)「職務に専念する義務の特例に関する条例」により定められている。

(3) 営利企業等従事許可の状況(平成27年度)

区分	許可件数	主な許可事例
市長部局等	8件	県議会議員選挙及び三島市議会議員選挙、国勢調査、学校評議員、講師等
消防本部	2件	県議会議員選挙及び三島市議会議員選挙、国勢調査
教育委員会	10件	県議会議員選挙及び三島市議会議員選挙、国勢調査、研究補助員、学び方支援サポーター、講師等
合計	20件	

(注)上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものである。

(3) 事業者等との接触に関する承認件数(平成27年度)

区分	許可・承認件数	内容			
		会食	旅行	講演料・原稿料	その他
市長部局等	12件	12件	0件	0件	0件
消防本部	5件	5件	0件	0件	0件
教育委員会	5件	5件	0件	0件	0件
合計	22件	22件	0件	0件	0件

(注)三島市職員倫理規程第8条による申請及び承認が必要。

4 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等(平成27年度)

種別	コース数等	受講人数	内 容
集合研修	24コース	1,402人	階層別研修、専門研修及び特別研修等の実施。業務遂行能力の向上を図る。
派遣研修	26コース	41人	県・市人事交流、市町村職員中央研修所等への派遣。専門能力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。
受付研修	240日間	368人	半日交代で受付業務を実施。接客サービスの向上を図る。
自主研修助成	自主研究グループ	2グループ	市政課題に関するテーマを自主的に研究する5人以上の職員のグループ
自主研修助成	通信教育修了者	14人	及び通信教育修了者に対し、助成を行なう。

(2) 勤務成績の評定の概要(平成27年度)

人事担当部局が所属長と面接し、昇格・昇給、異動等の決定資料としている。

平成20年度から人事評価制度の試行を開始している。

5 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況(平成27年度)

区 分		市長部局等	消防本部	教育委員会	合 計
対 象 人 員		556人	120人	159人	835人
一般検診	受診人員	477人	89人	133人	699人
	受診率	85.8%	74.2%	83.6%	83.7%
人間ドック (希望者)	受診人員	72人	26人	21人	119人
	受診率	12.9%	21.7%	13.2%	14.3%

(2) 公務災害等の認定状況(平成27年度)

区分	市長部局等	消防本部	教育委員会	合計
公務災害	2人	1人	3人	6人
通勤災害	0人	1人	0人	1人
合計	2人	2人	3人	7人

(3) 公平委員会の報告事項(平成27年度)

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分についての不服申立ての状況	0件
職員の苦情の状況(上記該当分を除く)	0件

(4) その他の主な福利厚生事業の概要(平成27年度)

- ・三島市職員互助会条例に基づき、職員の相互共済及び福利増進を図るため、三島市職員互助会を設置している。

互助会は会費とその他自主財源で、給付事業や厚生事業を運営している。

- ・臨時等職員に対し、感染予防及び防止のため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成した。181件 181,000円

6 公益通報に係る運用状況の公表

三島市では、職員等が内部の不正行為等を通報した際に、職員等が不利益な取り扱いを受けることのないよう、また、職員等の法令遵守を推進し、適法かつ公正な市政の運営に資することを目的として、公益通報の窓口を設置しています。

三島市職員等公益通報実施要綱(平成18年3月1日制定)第7条の規定に基づき、運用状況について次のとおり公表いたします。

○外部通報(市役所外部の労働者からの通報)

担当:市民生活相談センター

年度	受付件数	受理件数	調査実施	是正措置
27	0	0	0	0

○内部通報(市役所内部の職員などからの通報)

担当:人事課

年度	受付件数	受理件数	調査実施	是正措置
27	0	0	0	0